

計量関係手数料

R8. 7. 1 改定

(1) 登録事業関係手数料

手 数 料 の 名 称		改定後
届出製造事業者の品質管理の方法の検査手数料		450,670
計量証明事業	登録手数料	56,880
	登録証の訂正手数料	1,860
	登録証の再交付手数料	1,860
	登録簿謄本交付手数料	810
	登録簿閲覧請求手数料	400
適正計量管理事業所	指定手数料	2,700
	計量管理の方法の検査手数料	7,830

(2) 検定手数料

手 数 料 の 名 称				改定後
大 区 分	中 区 分	小 区 分	能 力	
1 質量計	ア 非自動はかり	ア) 検出部が電気式的もの又は光電式的のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が30キログラム以下のもの	1,110
			100キログラム以下のもの	1,330
			250キログラム以下のもの	1,750
			500キログラム以下のもの	2,170
			500キログラムを超えるもの	2,470
		イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	10キログラム以下のもの	110
			10キログラムを超えるもの	210
		ウ) ア)又はイ)に掲げるもの以外のもの	5キログラム以下のもの	160
			20キログラム以下のもの	210
			50キログラム以下のもの	270
			100キログラム以下のもの	360
			250キログラム以下のもの	550
			500キログラム以下のもの	960
			1トン以下のもの	1,640
			2トン以下のもの	2,590
			5トン以下のもの	6,490
			10トン以下のもの	8,150
			20トン以下のもの	11,980
			30トン以下のもの	14,870
			40トン以下のもの	19,860
			50トン以下のもの	22,380
			50トンを超えるもの	39,710
		エ) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のもの		ア)からウ)までの手数料の金額の2倍の額
	イ 分銅	表す質量が200グラム以下のもの		1個につき30
		表す質量が200グラムを超えるもの		1個につき240
	ウ 定量おもり又は定量増おもり	表す質量が5キログラム以下のもの		1個につき30
		表す質量が20キログラム以下のもの		1個につき100
		表す質量が20キログラムを超えるもの		1個につき310

手 数 料 の 名 称				改定後
大 区 分	中 区 分	小 区 分	能 力	
2 体積計	ア 燃料油メーター		(ア) 大型車載を除く使用最大流量が120リットル毎分未満のもの	2,170
			(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	3,590
	イ 液化石油ガスメーター			6,770
	ウ ガスメーター		使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの	110
			” 65立方メートル毎時以下のもの	240
			” 160立方メートル毎時以下のもの	630
3 アネロイド型圧力計	ア イに掲げるもの以外のもの		計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	100
			” 100メガパスカル以下のもの	480
			” 100メガパスカルを超えるもの	990
	イ アネロイド型血圧計			160

(3) 装置検査手数料

区 分	改定後
装置検査	740

(4) 基準器検査手数料

区			分	改定後
大 区 分	中 区 分	小 区 分	能 力	
1 長さ基準器			タクシーメーター装置検査用基準器	14,170
2 質量基準器	ア 基準台手動はかり		ひょう量が1キログラム以下のもの	3,540
			10キログラム以下のもの	5,590
			50キログラム以下のもの	8,220
			200キログラム以下のもの	11,040
			500キログラム以下のもの	14,710
			500キログラムを超え5トン以下のもの	1個につき14710円に500キログラムを超える部分が500キログラム又は500キログラムに満たない端数を増すごとに7250円を加えた額
	イ 基準分銅	ア) 1級である旨の表記のあるもの	表す質量が200グラム以下のもの	3,380
			200グラムを超えるもの	8,340
		イ) 2級である旨の表記のあるもの	5キログラム以下のもの	680
			50キログラム以下のもの	830
			50キログラムを超えるもの	9,260
		ウ) 3級である旨の表記のあるもの	5キログラム以下のもの	510
			50キログラム以下のもの	690
			50キログラムを超えるもの	7,440
3 体積基準器				
ア 基準積算体積計		基準湿式ガスメーター(計量室における1周期の計量作用により計ることができるガスの体積が20リットル以下のもの)	19,430	
イ 基準タンク		全量が25リットル以下のもの	14,360	

(5) 計量証明検査・定期検査手数料

区 分			改定後	
大 区 分	中 区 分	小 区 分		能 力
1 質量計	ア 非自動はかり	ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,480
			250キログラム以下のもの	1,900
			500キログラム以下のもの	2,330
			500キログラムを超えるもの	3,280
		イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		270
		ウ) ア)又はイ)に掲げるもの以外のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	530
			250キログラム以下のもの	950
			500キログラム以下のもの	1,590
			1トン以下のもの	2,220
			2トン以下のもの	3,910
			5トン以下のもの	7,250
			10トン以下のもの	11,250
			20トン以下のもの	15,760
			30トン以下のもの	20,070
			40トン以下のもの	22,700
			50トン以下のもの	31,310
			50トンを超えるもの	53,790
		エ) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のもの		ア)からウ)までの手数料の金額の2倍の額
		イ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		1個につき 20

(6) 依頼検査手数料

区 分			改定後	
大 区 分	中 区 分	小 区 分		能 力
1 質量計	ア 非自動はかり	ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,630
			250キログラム以下のもの	2,090
			500キログラム以下のもの	2,560
			500キログラムを超えるもの	3,600
		イ) ア)に掲げるもの以外のもの	100キログラム以下のもの	590
			250キログラム以下のもの	1,050
			500キログラム以下のもの	1,750
			2トン以下のもの	4,300
			5トン以下のもの	7,980
			10トン以下のもの	12,370
			30トン以下のもの	22,080
			50トン以下のもの	34,440
			50トンを超えるもの	59,170
		ウ) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のもの		ア)又はイ)までの手数料の金額の2倍の額
	イ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		20	
2 圧力計	ア アネロイド型圧力計（最大圧力が20メガパスカル以下のものに限る。）		510	
	イ 血圧計		370	